

国営飛鳥歴史公園 祝戸地区 公募設置管理制度 (Park-PFI) 事業に関する 認定公募設置等計画の変更について

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条の六第1項の規定により、認定公募設置等計画の変更について認定します。

1. 認 定 日 令和6年10月1日
2. 認定の有効期間 設置管理許可日から20年
3. 公募対象公園施設の場所 奈良県高市郡明日香村大字祝戸 他（国営飛鳥歴史公園祝戸地区）
4. 変更の内容
 - ・ 宿泊研修施設のうち客室及び飲食施設の整備内容の変更
※当初認定計画では個室を客室兼飲食施設として整備する予定でしたが、客室と飲食施設を別個に整備することになりました。
 - ・ 整備内容の変更に伴う供用開始時期の変更
（令和6年夏頃⇒令和8年）

